

平成29年度「建築設備診断技術者」再登録のご案内

ビルディングドクター〈建築設備〉

貴台の「建築設備診断技術者」登録の有効期間は既に満了しており、「建築設備診断技術者」(ビルディングドクター〈建築設備〉)の資格は失効しています。

資格者の技術水準の確保の観点から、「建築設備診断技術者」の登録の有効期限が満了となった方の再登録できる期間は、登録が抹消された日から3年以内です。登録の有効期限が平成27年3月31日で満了となっている方は、今回が再登録できる最後の機会になります。

つきましては、本案内をご一読の上、「再登録申請書」等を公益社団法人 ロングライフビル推進協会(BELCA)宛に送付して更新登録の手続きをとって頂きますよう、ご案内申し上げます。

本年度の講習では、新たに策定した「建築設備診断業務指針」の解説を重点として実施致します。

1. 再登録対象者

再登録の対象者は、登録証の有効期限が平成27年3月31日以降の方で、更新登録または再登録せず、有効期間が満了となっている方です。

2. 再登録の課程

再登録は、更新講習又は更新レポートの課程を修了することが必要となります。それぞれの課程は、次の通りです。

(1) 更新講習

各会場にて、下表の講習を受講いただきます。

平成29年12月8日(金)(消印有効)までに申込書類を送付いただいた方には更新講習当日に登録証を交付いたします。

開催地	実施日時・会場・受付期限	更新講習カリキュラム	
		時間	講習内容
東京	実施日時:平成30年1月26日(金)12:50~18:00	12:50~13:00 13:00~14:00 14:10~15:10 15:20~17:40 17:40~18:00	主催者挨拶等 最近の建築関連法令改正の概要 建築設備に係る最近の動向 建築設備診断業務指針及び同解説登録証の交付
	会場:日本教育会館 一ツ橋ホール(3F) (東京都千代田区一ツ橋2-6-2)		
	受付期限:平成30年1月19日(金)(消印有効)		
大阪	実施日時:平成30年1月19日(金)12:50~18:00	12:50~13:00 13:00~14:00 14:10~15:10 15:20~17:40 17:40~18:00	主催者挨拶等 最近の建築関連法令改正の概要 建築設備に係る最近の動向 建築設備診断業務指針及び同解説登録証の交付
	会場:朝日生命ホール (大阪府大阪市中央区高麗橋4-2-16)		
	受付期限:平成30年1月12日(金)(消印有効)		

(更新講習の受講を希望される皆様へお願い)

更新登録の年度にない既登録者の皆様にも「診断業務指針」をできるだけ早く習得していただけるよう、「建築設備診断業務指針 臨時講習」を本更新講習の「診断業務指針及び同解説」の部分で受講いただく形式で開催いたします。なお、この臨時講習の開催は平成29年度で終了します。

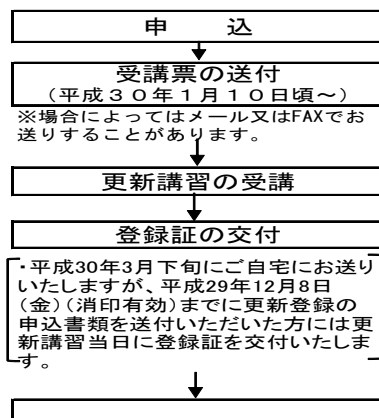
(2) 更新レポート:在宅学習によるレポート提出

当協会から送付されるテキストで学習を行い、課題に沿って、指定の用紙に1,600字以上2,000字以内で「更新レポート」をまとめる。

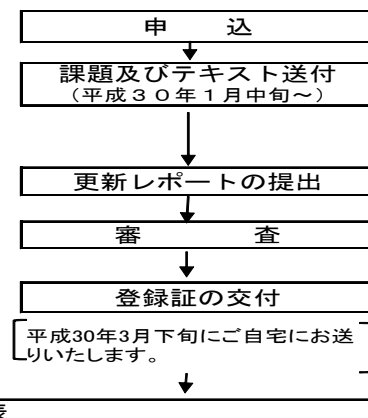
本方式の申込は、平成30年1月19日(金)(消印有効)までとし、更新レポートを平成30年2月9日(金)迄にBELCA宛に簡易書留郵便等(到着の確認できるもの)で送付いただきます。

3. 再登録の手順

①更新講習の場合



②更新レポートの場合



4. 再登録費用

再登録の費用は、21,600円です。

①内訳：更新講習料又は更新レポート料：10,800円
登録手数料：10,800円

②更新講習又は更新レポートを受講されなかった場合の措置

一旦納入された更新講習受講料又は更新レポート料は理由の如何に係わらず返金致しません。登録手数料10,800円のみ返金いたします。

なお、返金方法は、返金手数料を差し引いた金額の普通為替証書（ゆうちょ銀行の窓口で現金受取可能な証書）を送付いたします。

5. 再登録申請に必要な書類

更新登録申請に必要な書類							
(1)	登録申請書に必要事項を記入（同封のもの・・・別紙1）						
(2)	写真2枚（縦3cm、横2.5cm）登録証明書用 ・無帽、無背景、正面を写した証明写真で、撮影後6ヶ月以内のもの。（カラー又は白黒可） ・写真の裏面に登録番号、氏名を必ず記入し、別紙2の指示に従って同封						
(3)	ゆうちょ銀行の振替払込請求書兼受領証のコピーまたはご利用明細票等のコピー（同封のものを利用の上、ゆうちょ銀行でお振込み後、振込みのコピーを同封）						
(4)	以下①、②のいずれかを同封 <table border="1"><tbody><tr><td>①</td><td>更新講習の方</td><td>郵便はがき1枚（送付先住所・氏名記入）</td></tr><tr><td>②</td><td>更新レポートの方</td><td>封筒（350円切手を貼り、送付先住所・氏名を記入）</td></tr></tbody></table> <p>注：①について、裏面に受講票を印刷してお送りしますので、必ず、はがきの表面にご自身の住所、氏名を明記して下さい。 ②について、後日、テキスト及びレポート課題を送付いたしますので、「更新レポート」選択の方は、定形外封筒（A4サイズが同封できる「角形2号」（240mm×332mm））に住所、氏名を明記し、350円の切手を貼って下さい。</p>	①	更新講習の方	郵便はがき1枚（送付先住所・氏名記入）	②	更新レポートの方	封筒（350円切手を貼り、送付先住所・氏名を記入）
①	更新講習の方	郵便はがき1枚（送付先住所・氏名記入）					
②	更新レポートの方	封筒（350円切手を貼り、送付先住所・氏名を記入）					

6. 登録者名簿

当協会では、ホームページに「建築設備診断技術者登録者名簿」を登載し、公表しています。

同名簿への掲載については、①氏名、②登録番号、③業務実施都道府県を必須掲載とし、④連絡先名称、⑤連絡先住所、⑥連絡先電話番号については、資格者の希望により掲載します。

7. 登録証の交付

選択した再登録の課程を修了された方には、平成35年3月31日まで有効の登録証及び登録証明書を交付いたします。

なお、現在お持ちの登録証（登録期間が平成30年3月31日まで）の返却の必要はありません。また、「更新レポート」を選択し、提出されたレポートが審査基準を満たしていない場合、レポートの再提出を求める場合があります。

8. 更新講習又は更新レポートの課程を修了しない場合

更新講習又は更新レポートの課程を修了しない場合は、引き続き資格者の称号を用いることはできません。

9. 再登録ができる期間

再登録ができる期間は、資格者の技術水準の確保の観点から、登録が抹消された日から3年以内に限られます。

《申請書類送付先・問い合わせ先》

再登録の申請は、上記5の書類を同封の上、下記へ簡易書留など送付記録のわかるもので送付して下さい。

【申込書類送付先・問い合わせ先】（土日、祝日を除く、午前9:30から午後5:30） 公益社団法人 ロングライフビル推進協会（BELCA） 資格推進部 宛 〒105-0013 東京都港区浜松町2-1-13 芝エクセレントビル4階 TEL 03-5408-9830 FAX 03-5408-9840
--